

野口 祐子 (のぐち・ゆうこ) 先生

弁護士・法学博士
国立情報学研究所客員准教授

1995 年 東京大学法学部 (私法) 卒業。
1996 年 東京大学法学部 (公法) 卒業。
2002 年 スタンフォード大学ロースクール修士課程 (J.S.M.) 修了、
2006 年 スタンフォード大学ロースクール博士課程 (J.S.D.) 修了。
2006 年より国立情報学研究所客員准教授。
2007 年より NPO 法人クリエイティブ・コモンズ・ジャパン 常務理事。
2008 年より東京放送番組審議委員 (2010 年度より副委員長)。
2010 年より東京大学大学院情報学環・学際情報学府非常勤講師。
官公庁関連では、2006 年より文化庁著作権課の各種調査研究
委員会委員、2009 年より文化庁著作権課著作権分科会法制
問題小委員会契約・利用ワーキングチーム委員、
2010 年 3 月経済産業省日本工業標準調査会臨時委員等。

【参考文献】『デジタル時代の著作権』野口祐子著 筑摩書房 2010 年 10 月刊



《講義概要》

著作権法を専門分野とし、エンタテインメント業界の発展に尽力する弁護士、野口祐子氏がデジタル時代の著作権について講義を行った。

講義ではまず、著作権の定義や歴史、誕生の経緯について分かりやすく説明し、その後、デジタル技術の発展に伴い、コピーが容易になったことが著作権をめぐる生態系に大きな変化をもたらしたと、その結果、ビジネス面では簡単にコピーできないものがビジネスの中心となる時代へと変化しつつある現状を伝えた。

また、デジタル時代における著作権の問題点についても言及し、著作権法の保護範囲が様々な分野にまで拡大し、一部の文化・産業の発展を妨げる可能性があることや、一つのコンテンツに多くの権利者が共存し、著作権が複雑になりすぎていることなどを指摘した。文化やエンタテインメント産業、IT 産業、教育、科学研究など様々な分野の更なる発展のため、技術の進歩や新しいビジネスモデルに柔軟に対応する制度となる必要があることを訴えた。また、解決策の一例として、「クリエイティブ・コモンズ」や知的財産権法や米国の著作権法で採用されている「登録制」について説明した。

最後には、著作権に柔軟性をもたせるような例外規定を設けることの必要性や日本版フェア・ユースの問題点についても具体的に解説し、学生に幅広い知識を与えた。時代とともに著作権のあり方も変化する必要があると、文化・産業の発展にとって重要なポイントであることを学生は痛感した。

〈受講生の感想〉

●著作権がよりよいものになるためには、あらゆる変化に柔軟に対応していくことが非常に重要になり、幅広いモノの見方が求められるのだと考えます。それまでの歴史、成り立ちを学ぶ中で、この先求められるものに気付くことができるのだと感じました。

立命館大学・法学部・3 回生

●「著作権に柔軟性を持たせる」ことについての内容は非常に興味深かったです。守って欲しいものだけに著作権が生じる「登録制」はすばらしい解決策のように感じました。この制度を導入することができれば、権利者が分からないといった問題が生じることも、格段に減ると思いました。

立命館大学・政策科学部・3 回生

●このまま著作権に関する法体制が整えられないままでは、日本の権利ビジネス(特に音楽業界や出版業界)は世界的にどんどん遅れていってしまうと考えます。せっかく高度な情報システムを持つ国なのですから、国家をはじめ様々なレベルで著作権法について考え、権利ビジネスの発展につなげていくべきだと思います。

立命館大学・法学部・5 回生

●19 世紀末であっても、input、output などの点では現代と変わらないと思いました。しかし、現代はインターネットが普及しているので複雑化していることに改めて気が付きました。技術の変化に伴った著作権の変化についてのお話しも勉強になりました。

立命館大学・法学部・4 回生

●アイデア・見る・聴く・読むことはフリーであり、それは情報をインプットして文化的に生きていくために大切なことであるから著作権は関わらないという著作権の根本的な意味を知ることができた。利用条件に合わせて情報を得やすくするという規律をもっと広め、しっかり範囲を示して欲しいと思った。時代の変化に合わせて著作権も変化させるべきだと思った。

立命館大学・産業社会学部・2 回生

●アメリカやその他の先進国では著作権法が文化の妨げにならないように柔軟に対応できるように整備されているという。クリエイティブコモンズやフェアユースなど、文化活動を円滑にするためのシステムを日本は積極的に取り入れていくべきだと感じた。

立命館大学・産業社会学部・2 回生

